

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第4条第2号で規定する知事が 相当と認める試験を定める要領の概要

1 要領策定の趣旨

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年7月7日条例第26号。以下「ふぐ条例」という。）の改正に伴い、ふぐ条例第4条第2号に規定する知事が相当と認める試験について定めた要領を策定する。

2 要領の内容

「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）別添「ふぐ処理者を認定する際の認定基準」に適合する試験を、ふぐ条例第4条第2号に規定する知事が相当と認める試験とする。

3 施行期日

令和6年6月1日